

入湯税の使いみち（令和5年度 決算）

入湯税は、観光施設の整備を含む観光の振興や環境衛生、鉱泉源の保護管理、消防などの各施設の整備に役立てるための目的税です。
 鉱泉浴場を利用し入湯した方に対して課税され、鉱泉浴場の経営者が入湯時に徴収して、市に納付します。
 山形市では、以下の表の事業に令和5年度は3億4,011万7千円を支出し、そのうち入湯税は4,652万4千円となっています。
 入湯税の使いみちの内訳は、観光施設の整備に254万3千円、観光振興に4,398万1千円となっています。

単位:千円

事業名	事業費 (決算額)	左 の 財 源 内 訳					主な事業内容
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち入湯税	
観光施設の整備	71,921	-	57,826	-	14,095	2,543	
園地施設等整備	8,966	-	1,100	-	7,866	1,419	面白山地区整備事業費(コスモスベルグ管理業務、紅葉川渓谷環境整備) 西蔵王地区整備事業(西蔵王大山桜会場整備業務、古竜湖キャンプ場環境整備) 南蔵王連峰観光登山道整備業務など
道路・橋りょう・駐車場等の整備	62,955	-	56,726	-	6,229	1,124	道路新設改良工事(上野南坂線、半郷黒沢線、堰神線、上野南線)
観光振興	268,196	17,020	-	7,359	243,817	43,981	
観光宣伝事業	266,487	17,020	-	7,359	242,108	43,673	
広報に関する費用	84,003	6,846			77,157	13,918	観光案内センター運営管理業務、国際観光推進事業(日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業)など
催物に関する費用	115,667	10,174		7,359	98,134	17,702	東北絆まつり派遣業務委託、山形大花火大会負担金など
振興奨励に関する費用	66,817				66,817	12,053	霞城観桜会実行委員会負担金 山形市観光協会補助金など
観光調査事業	1,709				1,709	308	車両入り込み調査業務委託料など
合 計	340,117	17,020	57,826	7,359	257,912	46,524	

※各表示額は、百の位で四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがあります。